

環境創造センター県民委員会設置要綱

(目的)

第1条 環境創造センターが取り組む事業について、県民のニーズを反映させるため、「環境創造センター県民委員会」(以下「県民委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境創造センターの中長期取組方針及び年次計画への意見・助言に関すること。
- (2) その他環境創造センターが取り組む事業への意見・助言に関すること。

(組織)

第3条 県民委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 別表に掲げる団体から推薦のあった者
 - (3) その他環境創造センター所長(以下「所長」という。)が必要と認めた者。
- 2 前項(1)の学識経験者は、所長が選任する。
 - 3 県民委員会には、委員の互選により委員長を置く。
 - 4 委員長は、県民委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
 - 6 委員の任期は、2年以内とする。なお、任期中に委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
また、再任は妨げない。

(会議)

第4条 県民委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 県民委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 団体の推薦を受けて任命された委員は、やむを得ない事由により委員会の会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

(意見聴取等)

第5条 県民委員会は、必要に応じ委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 県民委員会の庶務は、福島県環境創造センター総務企画部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から実施する。

この要綱は、平成28年 3月 8日から実施する。

別表

福島県市長会
福島県町村会
福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県農業協同組合中央会
福島県消費者団体連絡協議会
一般財団法人福島県婦人団体連合会
福島県小学校長会
福島県PTA連合会